

駒沢女子短期大学 自己点検・評価報告書

平成 28 年 6 月

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	15
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	16
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	18
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画.....	19
◆基準Ⅰ についての特記事項.....	19
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	20
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程.....	21
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援.....	28
基準Ⅱ 教育と学生支援の行動計画.....	30
◆基準Ⅱ についての特記事項.....	31
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	33
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源.....	34
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源.....	38
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	39
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	41
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	42
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	43
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	43
◆基準Ⅳ についての特記事項.....	47

基 礎 資 料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

〈学校法人駒澤学園の沿革〉

昭和 2 年 3 月	曹洞宗大本山永平寺の記念事業で、道元禅師の教えを建学の精神として駒沢高等女学院が創設
昭和 3 年 4 月	駒沢高等女学校(5 年制)、駒沢家政女学校(4 年制)開設
昭和 14 年 3 月	駒沢家政女学校を廃止
昭和 22 年 4 月	学制改革により永平寺教学財団駒沢学園女子中学校開設
昭和 23 年 4 月	永平寺教学財団駒沢学園女子高等学校を開設
昭和 25 年 4 月	駒沢幼稚園開設
昭和 26 年 3 月	永平寺教学財団を学校法人駒澤学園に改める
昭和 28 年 4 月	文部大臣指定による駒沢学園高等保育学校を開設
昭和 30 年 4 月	駒沢学園小学校開設
昭和 32 年 4 月	厚生大臣許可による駒沢学園高等保母学校開設
昭和 40 年 4 月	駒沢学園高等保育学校・駒沢学園高等保母学校を改め、駒沢女子短期大学保育科を開設
昭和 45 年 3 月	駒沢学園小学校廃止
平成 元年 4 月	法人事務所を東京都世田谷区弦巻 2 丁目 19 番 34 号より東京都稲城市坂浜 238 番地に全面移転
平成 元年 4 月	駒沢幼稚園の校名を駒沢女子短期大学付属幼稚園に名称変更
平成 5 年 4 月	駒沢女子大学人文学部日本文化学科、国際文化学科開設
平成 12 年 4 月	駒沢女子大学人文学部に人間関係学科開設
平成 14 年 4 月	駒沢女子大学人文学部に空間造形学科、映像コミュニケーション学科開設
〃	駒沢女子大学大学院人文科学研究科仏教文化専攻修士課程開設
〃	駒沢女子短期大学付属幼稚園を駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園に名称変更
平成 15 年 4 月	駒沢女子大学大学院人文科学研究科臨床心理学専攻修士課程開設
平成 21 年 4 月	駒沢女子大学人間健康学部健康栄養学科開設
平成 25 年 4 月	駒沢女子大学人文学部人間関係学科を改組し人間関係学科、心理学科に再編

〈駒沢女子短期大学の沿革〉

昭和 40 年 4 月	駒沢女子短期大学保育科開設
昭和 41 年 4 月	駒沢女子短期大学食物科開設
平成 元年 4 月	駒沢女子短期大学英語英文科設置
平成 2 年 4 月	食物科を生活科に改称、専攻課程(生活専攻・食物栄養専攻)設置
平成 元年 4 月	駒沢女子短期大学英語英文科募集停止
平成 13 年 8 月	英語英文科廃止
平成 14 年 4 月	生活科の専攻分離を廃止し食物栄養科に名称変更
平成 21 年 4 月	食物栄養科募集停止
平成 22 年 4 月	食物栄養科廃止

(2) 学校法人の概要

■学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

平成 28 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
駒沢女子大学	東京都稲城市坂浜 238	530	2,180	1882
駒沢女子大学大学院	東京都稲城市坂浜 238	25	50	25
駒沢女子短期大学	東京都稲城市坂浜 238	130	260	233
駒沢学園女子高等学校	東京都稲城市坂浜 238	336	1,008	330
駒沢学園女子中学校	東京都稲城市坂浜 238	160	480	57
駒沢女子短期大学付属 こまざわ幼稚園	東京都稲城市向陽台 3-3	40	160	159

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■専任教員数、非常勤教員（兼任・兼担）数

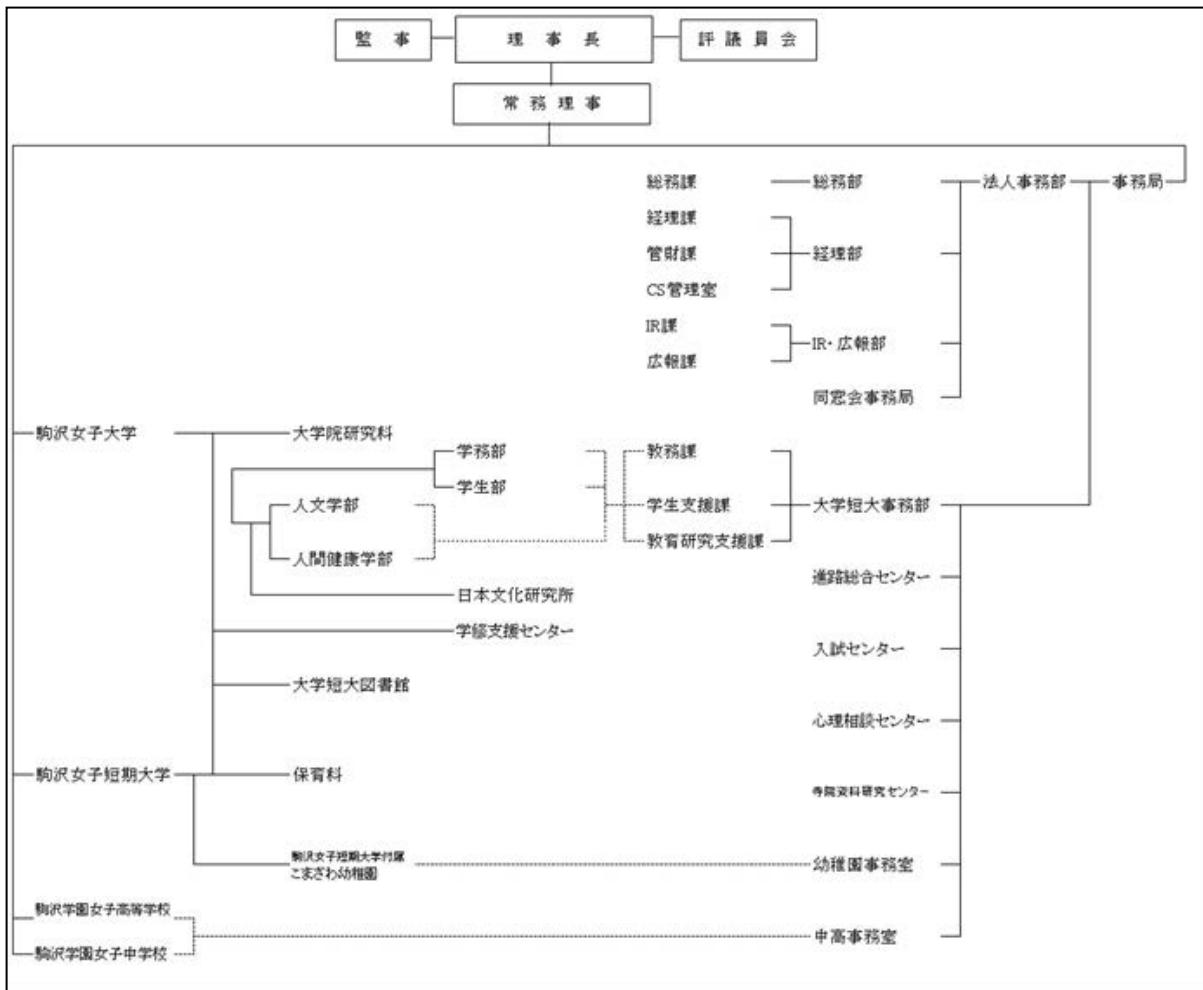
平成 28 年 5 月 1 日現在

学科	専任教員数						非常勤教員数		
	教授	准教授	講師	助教	助手	計	兼任	兼担	計
保育科	5	0	8	0	1	14	18	5	23

■教員以外の専任職員数、教員以外の非常勤職員数

性別	専任職員数	非常勤職員数	計
男	3	0	3
女	4	1	5
合計	7	1	8

■組織図



平成 28 年 5 月 1 日現在

(4) 学生の入学動向・地域社会のニーズ

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	25年度		26年度		27年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
青森	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
岩手	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
宮城	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
秋田	0	0.00%	1	0.74%	3	2.42%
山形	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
福島	3	2.16%	4	2.94%	2	1.61%
茨城	2	1.44%	1	0.74%	2	1.61%
栃木	3	2.16%	0	0.00%	0	0.00%
群馬	2	1.44%	1	0.74%	0	0.00%
埼玉	6	4.32%	6	4.41%	4	3.23%
千葉	6	4.32%	3	2.21%	3	2.42%
東京	69	49.64%	68	50.00%	71	57.26%
神奈川	38	27.34%	26	19.12%	19	15.32%
新潟	2	1.44%	2	1.47%	1	0.81%
富山	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
石川	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
福井	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
山梨	2	1.44%	6	4.41%	5	4.03%
長野	2	1.44%	5	3.68%	2	1.61%
岐阜	0	0.00%	4	2.94%	0	0.00%
静岡	3	2.16%	0	0.00%	5	4.03%
愛知	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
三重	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
滋賀	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
京都	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
大阪	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
兵庫	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
奈良	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
和歌山	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
鳥取	0	0.00%	0	0.00%	1	0.00%

島根	1	0.72%	0	0.00%	0	0.00%
岡山	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
広島	0	0.00%	2	1.47%	0	0.00%
山口	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
徳島	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
香川	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
愛媛	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
高知	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
福岡	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
佐賀	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
長崎	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
熊本	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
大分	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
宮崎	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
鹿児島	0	0.00%	0	0.00%	1	0.81%
沖縄	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
その他	0	0.00%	1	0.74%	0	0.00%
計	139	100%	136	100.00%	124	100%

■地域社会のニーズ

本学の所在する東京都稲城市は、南多摩地区の東端にあり、東南部より西部にかけては神奈川県川崎市、北は多摩川を隔てて府中市、調布市、西北部は多摩市に接している。東京都心より西南に25km離れて位置しており、東西、南北ともに約5.3km、北の境界にあたる多摩川を一辺として、ほぼ三角形をなしている。

稲城市では、昭和30年代から40年代にかけて、平尾団地や多摩ニュータウン等の住宅整備を通して人口が急増した。その後も城山公園や稲城中央公園をはじめとする大規模緑地公園や、豊かな自然環境、鉄道交通の利便性等が子育て世代を惹きつける要因となり、平成20年からの人口推移をみても、毎年約千人規模の増加を続けている。平成27年12月1日現在、稲城市の人口は87,467人（37,791世帯）に及ぶ（稲城市住民基本台帳による）。

また、人口構成比をみても、国や東京都全体と比べ、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～54歳）の比率が高いことが特徴で、未だ少子高齢化の様相を呈していない稀有な地域である。

このような背景から、稲城市内及び周辺地域からの保育・幼児教育のニーズは高まりをみせている。本学としては、稲城市内唯一の高等教育機関として、質の高い保育者養成と、各保育施設での貢献を責務とするとともに、学校法人駒澤学園としても公開講座の開催等を通じて、地域の教育ニーズに応えるべく努力を続けている。また、平成24年には地

域教育交流プロジェクト規程を整備し、稲城市内における、より一層の地域連携や学校間交流の推進を目指している。

■地域社会の産業の状況

周辺では古くから農業が営まれ、かつては水稲栽培で栄えたが、近年は開発が進み、水田の大半が宅地化されている。現在も野菜のほか、梨やぶどうの栽培が盛んに行われており、市のイメージキャラクター「稲城なしのすけ」でも知られるように、梨の産地として有名である。なかでも市名を冠した「稲城」は、ほとんど市場に出回らない高級品種として珍重されている。

北西部大丸地区の南多摩駅周辺には、工場や倉庫が散見されるものの、市全体から見ると、農業が中心である。

このほか、サービス施設として、南東部の丘陵には、遊園地よみうりランド（多摩区矢野口）、東京よみうりカントリークラブ（坂浜）があり、自然と共存したレジャーゾーンとして親しまれている。

また、稲城市は、サッカーJリーグの東京ヴェルディ 1969 のホームタウンでもある。

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 学生データ

① 入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数、収容定員充足率、

学科等の名称	事項	25年度	26年度	27年度
保育科	入学定員	130人	130人	130人
	入学者数	139人	136人	124人
	入学定員充足率(%)	106.9%	104.6%	95.3%
	収容定員	206人	260人	260人
	在籍者数	274人	276人	259人
	収容定員充足率(%)	105.4%	106.1%	99.6%

② 卒業者数

区分	25年度	26年度	27年度
保育科	124人	134人	129人

③ 退学者数

区分	25年度	26年度	27年度
保育科	11人	5人	9人

④ 休学者数

区分	25年度	26年度	27年度
保育科	5人	0人	1人

⑤ 就職者数

区分	25年度	26年度	27年度
保育科	108	127	121

⑥ 進学者数

区分	25年度	26年度	27年度
保育科	4	2	5

(6) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

①教員組織の概要

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	6	0	7	0	13	10	/	3	1	17	教育学 保育学 関係
(小計)	6	0	7	0	13	10	/	3	1	17	
〔その他の組織等〕	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/	/	3	1	/	/	
(合計)	6	0	7	0	13	13		4	1	17	

② 教員以外の職員の概要

平成 28 年 5 月 1 日現在

性別	専任職員数	非常勤職員数	計
男	3	0	3
女	4	1	5
合計	7	1	8

③ 校地等

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面 積 (㎡)	在籍学生 一人当 たりの面積 (㎡)	備考 (共有の 状況等)
校舎敷地	—	31,367.00	—	31,367.00	2,600.00	22.5	大学
運動場用 地	—	28,403.26	—	28,403.26		※	高校
小計	—	59,770.26	—	59,770.26		中学	
その他	—	141,030.22	—	141,030.22			
合計	—	200,800.48	—	200,800.48			

④ 校舎

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共有の状況 等)
管理棟	58.2	1,897.16	5,866.63	7,821.99	2,850.00	大学、高校、中 学
講義棟	1,387.88	2,940.47	685.6	5,013.95		大学
実験実習棟	0	1,387.75	3,964.00	5,351.75		大学
大学館	0	6,715.94	4,007.61	10,723.55		大学
八十周年館	1,672.17	6,671.15	1,552.81	9,896.13		大学
合計	3,118.25	19,612.47	16,076.65	38,807.37		

⑤ 教室等

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
18	32	8	1	1

⑥ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
保育科	54,060 (3,382)	65 (4)	0	1,005	4,030	23
計	54,060 (3,382)	65 (4)	0	1,005	4,030	23

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
		4,889	325
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,726	テニスコート 3面	プール

基準 I

建学の精神と教育の効果

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

■基準Ⅰの自己点検・評価の概要

本学では曹洞宗開祖、道元禅師による禅の精神をもとに「正念」と「行学一如」を建学の精神としている。「正念」とは、坐禅によって正しく物事を見つめ、捉えていくこと、また、「行学一如」とは、実践と学びの一体化を指す。これに基づき、教育理念を「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」と定めている。

本学は開学以来一貫して、保育者としての専門性と豊かな教養を備えた人材を育成し世に送り出すことで地域社会に貢献してきた。こうした実績は、建学の精神と教育理念をさらに強固なものとして学内に定着させている。

しかしながら、幼稚園教育要領、保育士保育指針の改定に伴い、また、子どもたちを取り巻く複雑化する課題に対処するためには、今後、所謂「人間力」のより豊かな保育者が求められるようになることは、明らかである。

従って、今後は「建学の精神」を学業との関係性からなる視点のみならず、広く大学生活や日常生活とも直結した内容として、学生の人間形成に資するよう、より具体的にわかりやすく伝えていく努力が必要と思われる。

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している]

■基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価・

(a) 現状

曹洞宗開祖、道元禅師による禅の精神から成る建学の精神（「正念」と「行学一如」）は、大学・短大案内や便覧等の印刷物、ホームページ等の広報媒体、また学燈会、摂心会等の学校行事を通して教職員、受験生、在学生など、学内外に表明し、浸透させている。特に、1年次の基礎科目として「仏教学Ⅰ・Ⅱ」（必修科目）を開講し、学生の理解を深めていることは、本学の特色のひとつでもある。

しかしながら、専門分野を学ぶ姿勢としての建学の精神は理解が確立している一方、人間形成の領域においては、日常の生活と密着した形で建学の精神を役立たせる可能性が、まだ広く残されていると思われる。

(b) 課題

短期大学において、学生に対する日々の生活指導は重要な責務のひとつである。特に、保育の分野では、実習における対外的なインターフェース、すなわち、マナー、敬語の使い方、所作、身だしなみなど、学生個々のパーソナリティーに関わる部分の育成が必須である。また、生活体験に即したスキル、すなわち清掃や食事の準備、それらに伴う美意識なども欠くことはできない。

実は、このような領域は、建学の精神や、その基となる曹洞宗の基本的思想が基盤となったとき、大きな説得力を持って学生の気持ちに働きかけることができると思われる。そ

れは、建学の精神、曹洞宗の考え方を学生ひとりひとりが日常のレベルで感じ、理解したことにつながってくる。人間力を培うことができ、大学の特色となり得る方法だと確信する。

これを実現させるためには、仏教担当教員だけではなく、全教職員が同じコンセプトを持って学生対応にあたることが不可欠となる。組織をあげて学生指導にあたることが必要だ。そのためには定期的に FD,SD 研修会に仏教担当教員を招き、ワークショップ等を通じて、日常での学生達への接し方などを共有することが大切である。

今後、学内で議論を深めていきたい。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

- * 建学の精神を日常生活の具体的な行動、思考に反映させる可能性を協議する機関を立ち上げる。
- * 可能であれば、在学生、また、受験を考える高校生にも容易に理解できる実践、ワークショップ、FD,SD 等を考え、企画を目指す。
- * 建学の精神が身近に感じられるセミナー内容とキャッチフレーズなどを考案し、実行を目指す。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している]

■ 基準 I-B-1 自己点検・評価

(a) 現状

本学では建学の精神及び教育理念に基づいた教育目的・目標を定め、学生が修得すべき知識、技術、能力等に関する情報を、本学のホームページ上や学生便覧を用いて学内外に公表している。

学習成果については、学修指針や客観性を伴った評価基準を定めており、学生はシラバスを通していつでも確認することができる。また、学生自身が現在の学修達成度を把握できるよう、GPA 制度を取り入れている。

教育の質保証については、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を確認し、法令順守に努め、教育活動を実施している。すべての学生が学修を継続できるよう、教職員が連携を密に取り、支援に当たっている。

学習成果及びその査定(アセスメント)については、資格の取得率や卒業後の進路状況、学外実習における実習評価等を取り入れることで成果内容の測定・点検を行う PDCA サイクルを策定しているが、今後はこの PDCA サイクルの検証が必要である。

(b) 課題

本学では、殆どの学生が、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格の両方を取得し、卒業している。また、卒業後の進路をみても、毎年 9 割以上が専門職への就職を決めていることから、大凡、学習成果は達成できているものと判断できる。

しかしながら、今後は、学生一人一人の達成度がわかりやすいようにデータとして表れ、それをもとに実のある査定が実行できるシステムを立ち上げる必要がある。このため、学習成果の項

目も、より具体的なものに改善することが求められる。

これらの課題に取り組むため、専任教員で構成される作業チーム「カリキュラム・ワーキング・グループ」を、平成 27 年度 6 月に立ち上げたところである。当チームは、現行の幼稚園教育要領、保育士保育指針の示す理念を具体化し、実現させるために、従前の教育課程を全面的に見直しつつ、新しいカリキュラムの策定にあたっている。現代に必要とされる保育理念、保育スキルを余すことなく確実に学生に伝えるために、さらに卒業後はそれぞれの保育現場において、現代のモデルとなる保育を示すことができるよう、3つのポリシー、学習成果、査定のシステムの開発にあたっている。来年度（平成 29 年度）には、その大枠が完成する見込みである。

【区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている】

■区分 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a)現状

本学では、建学の精神及び教育理念に基づいて定めた教育目的・目標が目指す結果を学習成果として捉え、学生にシラバスを通じて示している。シラバスには、各科目のテーマ、目標を設定し、学生が授業での学びから獲得できることを具体的に示しており、平成 25 年度からは学習指針も示すようにした。

学習成果の測定については、筆記試験、レポート、口述試験、実技試験等により行っている。成績判定は 5 段階で表示し、秀 100～90 点、優 89～80、良 79～70 点、可 69～60 点、不可 59 点以下となっている。判定については、各科目担当者がシラバスに記載した評価の基準と方法に沿って、評価の客観性を保ち、学生への説明責任を果たしている。科目担当者は、初回の授業でシラバスの内容を十分に学生に説明しており、評価の基準と方法について学生の理解との間に齟齬がないよう注意している。

本学では学生自身が現在の学修達成度を的確に把握し、科目の履修にあたって主体的に目標を設定するために、GPA 制度を導入している。履修した科目の成績を GPA に換算することで、学生に対する個別の学修指導が可能となった。GPA 制度の活用方法については、年度当初のオリエンテーション期間において担当教職員が学生便覧をもとに具体的に説明している。

その他に、学外実習〔教育実習（幼稚園）、保育実習 I・II・III（保育所、児童福祉施設等）〕における実習園（施設）からの実習評価、前後期に実施する授業評価アンケート、卒業生や就職先へのアンケート等を活用することで学生の学習成果を把握している。これらの成果については担当教員が科会・教授会で報告し、情報が共有されている。

(課題)

本学は伝統校であるが故に、従前の確立されたカリキュラムへの絶対的な信頼感から、大局的、俯瞰的なカリキュラムの見直しの機会を逸していたことは否めない。まず、現代に求められる保育者像とはどのようなものであるかを、また、本学がイメージする理想の保育者像とはどのようなものであるかを学内で今一度検討し、共通理解を深めたい。

その上で、育成のためには、どの内容を、いつ、どのような形で学生に提供していくべきか、そのグランドデザインを固めていきたい。

そうした作業の過程で、より明確で具体的な学習成果を提示していきたい。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している]

■基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では教育を実施するにあたり、学校教育法、短期大学設置基準等の法令を遵守している。また、関係法令の変更等について情報は、教育研究の渉外部門も担う「教育研究支援課」が適宜確認している。文部科学省、厚生労働省等からの法令に関する通知文書等は、教育研究支援課並びに関係各部署から学長、保育科長をはじめ、担当教員にその写しが配付される。続いて、内容に応じて科会、あるいは教授会における担当教員からのブリーフィングが行われ、情報が共有される。

このように、関係法令の根拠のもとに教育を行っているが、査定の新しいシステムについては、前述のカリキュラムワーキンググループが今年度より、開発にあたっているところである。今年度中（平成 28 年度中）に学内の承認を得た上で、平成 29 年度より、稼働させる予定である。

(c) 課題

本学で行われている教育については、長年の伝統と実績に基づく内容であり、また、関連法案の求めるところを担保していると自負するところであるが、学生がこれを成果としてどの程度修得しているかを客観的、具体的に目に見える形で明らかにすることが求められる。

そのためにも、ループリックを早急に整備し、これに基づいた査定、PDCA サイクルを稼働させるシステムを立ち上げることは必須である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

専任教員、兼任教員すべてが教育目標や教育内容を共通理解する場として、本学が従前より実施してきたカリキュラム連絡会、また、実習園にも同様に共通理解を求める目的で実施してきた実習連絡懇談会は引き続き行うこととし、学内外で学修内容に格差や温度差が生じないように留意していきたい。

課題となる、学習成果の査定に関しては、前述の通り、今年度中にカリキュラムワーキンググループによるループリック、3つのポリシー等の原案を示した上で、学内の協議を経て、来年度（平成 29 年度）からの実働を目指したい。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

平成 12 年度以降、自己点検・評価委員会が組織され、本委員会が中心となって毎年一回「自己点検・評価報告書」を作成している。定期的に行われている点検・評価としては、半期ごとの授業アンケート、毎年度実施の施設設備に関する満足度調査、そして卒業生に関する就職先へのアンケート調査などがある。

自己点検・自己評価委員会は、委員会規程に則り、適正に点検作業を行っている。

(b) 課題

短期大学基準協会の示す評価基準による自己点検・自己評価については、各年度とも定期的には行われているものの、日常的、連続的に行われるシステムに至っているとは言い難い。全教職員が関与しながらの査定態勢を整える必要がある。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

今年度中に、「教育方針に関する検討委員会」「第三者評価委員会」を立ち上げ、新たに策定する 3 つのポリシー、並びに学習成果の妥当性を検討するとともに、アセスメントが全学的に行われるための基盤を作る予定である。

◇ 基準 I についての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

建学の精神と本学の教育について理解を深める機会として、毎年行っている行事に、「花まつり」と「摂心会」がある。「花まつり」は 4 月のお釈迦様の生誕を祝う会として、併設大学、本学の教職員及び学生と中学校・高等学校の教職員、生徒、附属幼稚園の園児や保護者が参加をして、全学をあげて行っている。また、「摂心会」は照心館において 12 月 1 日から 8 日まで開き、学内外から座禅の参加者を募っている。

このほかにも、年間を通じた学校行事の中で、建学の精神の理解を深める機会を設定している。主なものとしては、学期中毎週月曜日に行っている「学燈会」をはじめとして、追善記念日（9 月 29 日）、永平寺参拝、成道会（12 月 8 日）、涅槃会（2 月 15 日）、山上忌（3 月 20 日）が催されている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】**【区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】**

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教育目的・目標は、建学の精神及び教育理念に基づいて教育課程に反映させている。本学の学則第 1 条に定めた教育目的を学習成果として具体的に学生に伝え、理解を促すために、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を以下のとおり定め、学生便覧（p5）やホームページ上で公表しており、年度当初のオリエンテーションにおいて説明している。

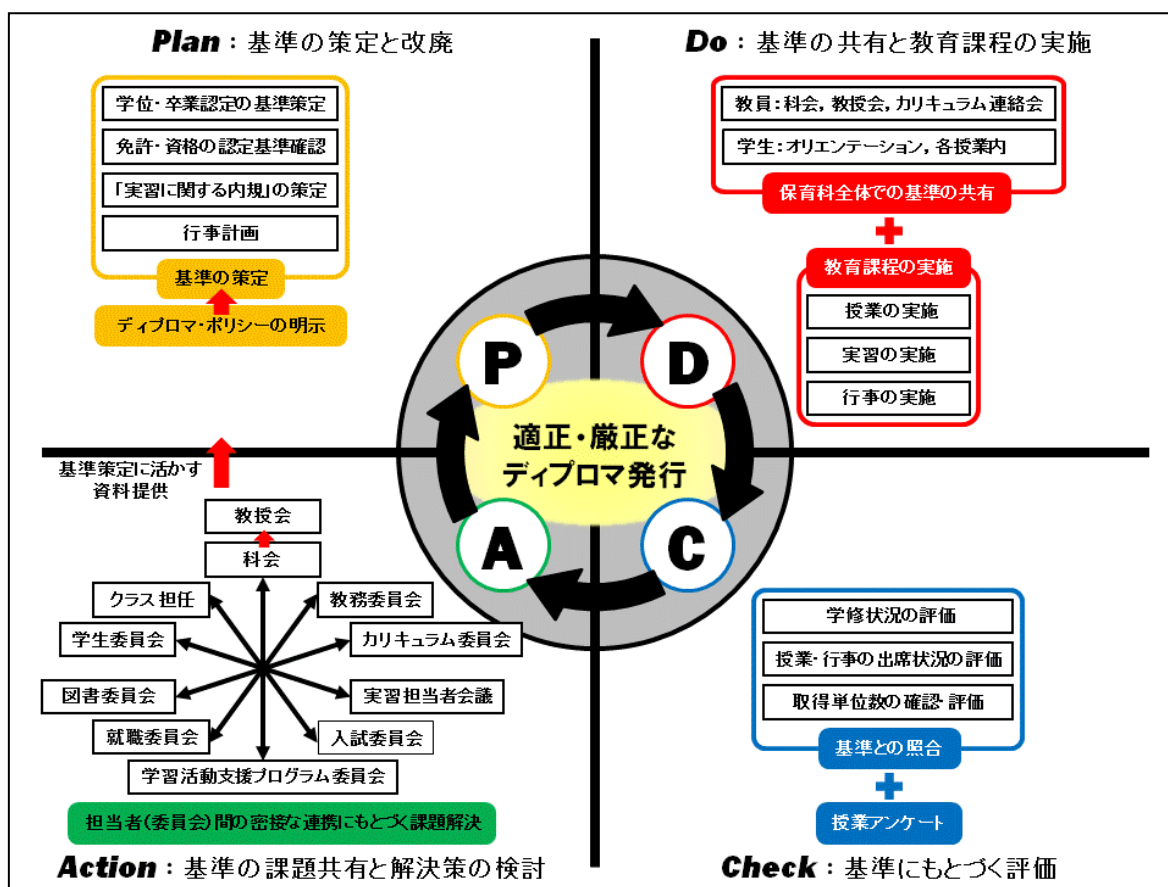
保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育、教育に携わる保育者をめざす者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を学位授与の要件とする。

本学では教育目的に即して編成された 2 年間の課程を修了し、卒業に要する所定の単位（基礎科目 16 単位以上、保育科専門科目 48 単位以上）を修得することを学位授与の要件とし、これらの要件を達成し、卒業を認められた者には、学校教育法および本学学位規程に定められた短期大学士（保育）の学位を授与している。

また、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の 2 つの資格はそれぞれを規定する法律に基づいているため、社会的通用性が担保されている。それぞれの取得要件については卒業要件を満たし、かつそれぞれの免許・資格の最低修得単位数（幼稚園 64 単位以上、保育士 83 単位以上）を修得することと、本学の学則および学位規程に明記している。

教職課程並びに保育士養成課程の認定を受け、それに従い編成された教育課程、その修了を要件とする学位授与の方針は社会的適用性がある。卒業生の幼稚園、保育所等への就職率の高さは、そのことを示している。これらの内容は、以下の PDCA サイクルに基づき、定期的に点検している（図 2-1）。

図 2-1. 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の PDCA サイクル



(b) 課題

学生が卒業時までまでに修得すべき学習成果を示しているディプロマ・ポリシーは、学生にとって理解しやすく、説得力あるものでなければならない。PDCA サイクルにより、適正かつ厳正な学位授与を保障するためには、これらの取り組みを定期的に検証し、学生が自身の学習成果を可能な限り可視化できるよう周知していくことが今後の課題である。その際、周知方法の工夫・改善に加え、周知の機会をより計画的に設定することで、学生の学修意欲向上の契機にもしたい。

また、現在のディプロマ・ポリシーは具体性に欠けているため、今後は内容をさらに具体的に明記していく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の「教育課程編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」については、ディプロマ・ポリシーと連動させ、以下のように定めている。

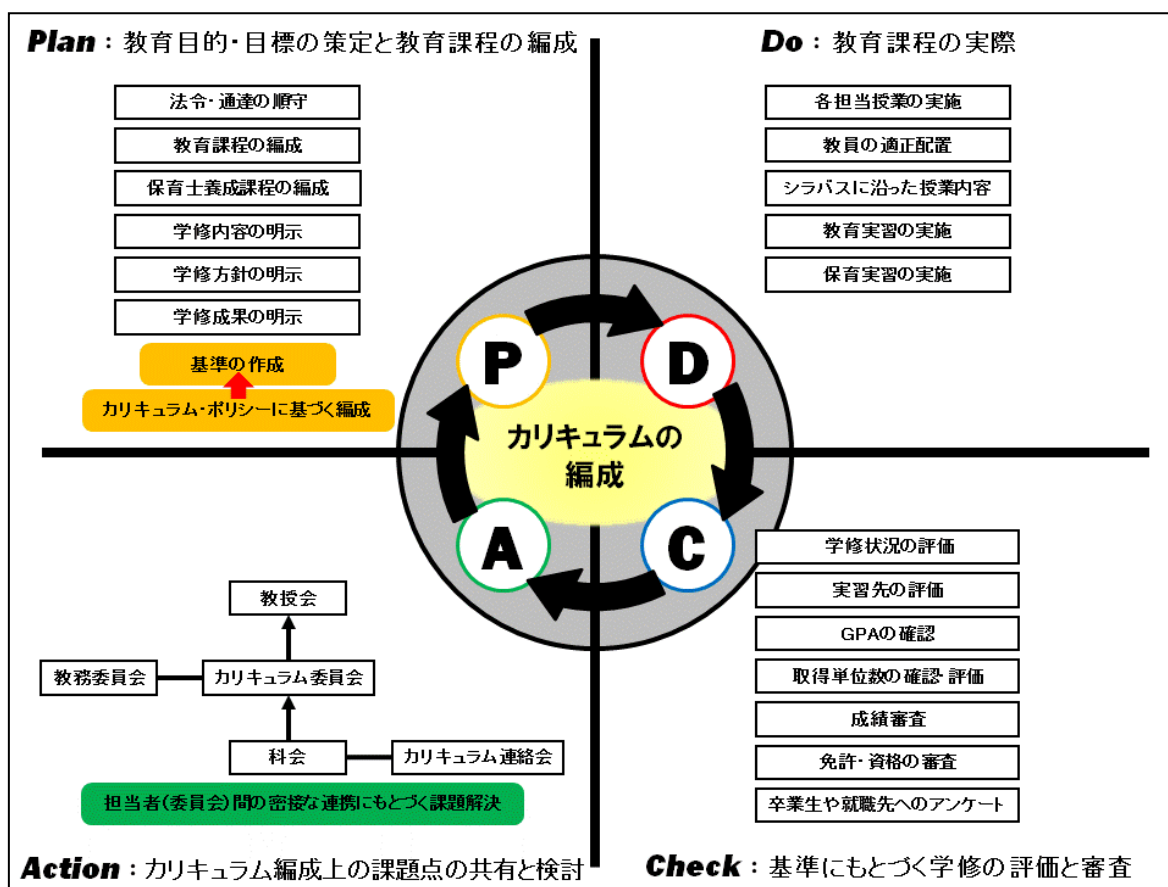
保育科は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の保育、教育に携わる保育者をめざす者として、確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有すること」を人材養成の目的として、カリキュラムを編成している。幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得するための授業科目を設定している。

この内容は学生便覧（p6）やホームページに公開しており、教育課程編成の意図やシラバスの活用方法については、オリエンテーション時に学生に伝えている。

本学は、教職課程並びに保育士養成課程の認定を受けているため、授業科目の多くが文部科学省、厚生労働省において指定された免許・資格を付与するための科目となっている。しかし、教育課程編成においては本学独自の特色を加えながら、第一義的に学生の視点に立ち、基礎科目・専門教育科目の科目同士の関連性を考慮した上で組織的、体系的に編成しており、保育者を目指すために必要な一般教養、コミュニケーション・スキル、保育に関する専門知識・技術が身につくよう科目を設置している。

本学では、学生が修得すべき学修内容や学習成果をポータルサイト上のシラバスに示すことで、学生が自身の学修状況をいつでも可視化できるように配慮している。具体的には、授業のテーマ・内容、到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の基準や方法、教科書や参考文献等の紹介に加え、課題や予習・復習などの学修指針を記載している。教員のシラバスへの記載の方法については、全ての教員に記載例を提示し、提出後に教務担当の教員が確認を行っている。変更箇所がある場合は科目担当者にシラバスに関する理解を図った上で、修正を行っている。文部科学省並びに厚生労働省による教育課程への指導、変更等がある場合には即応している。また、PDCA サイクルを意識し、学生の学修状況の評価や実習先の評価、GPA の確認等を通して定期的に教育課程の見直しを図っている（図 2-2）。

図 2-2. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の PDCA サイクル



なお、教員の配置にあつては、学校教育法第 92 条に基づき、教員の資格、研究業績、教育歴等を基に行われている。基本的に各科目に 1 名の教員を配置しているが、実技系科目を中心に、必要に応じて複数名の教員で科目を担当しており、教育課程は、適切な教員配置の中で行われている。

(b) 課題

教育課程の編成にあたっては、従前では、教務委員に加え、適宜、専任教員より委員を選出して臨時カリキュラム会議を開催してきたが、前述の通り、今年度よりカリキュラムワーキンググループにその役割を委譲している。

今後は、現実に即した形で、各ポリシーの改定、及び査定の方法を詳しく作っていきたい。

【区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、教育理念及び保育科の専門性に照らして、本学が目指す人間像、科が目指す保育者像を学習成果とし、「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を以下の

ように示している。

保育に関心を持ち、保育職に就きたいという強い意識を持ち、保育科学生としての自覚と意欲を持って学び行動できる人

このポリシーは、本学ホームページ、大学案内パンフレット（p106）、募集要項等に掲載している。またオープンキャンパス等での入試説明において、受験生や保護者に明確に伝えている。

また、本学では幼児教育・保育に携わる保育者の養成を通して社会に貢献し、建学の精神の一つである「行学一如」を文字通り弛まず実践している。2年という期間であるが、心（の在り方）が問われる現代社会において、専門知識・技術を修得することのみにとどまらず、心身のバランスのとれた、表現力豊かな保育者の養成を目指している。本学に入学を希望し、「資格を取得したい」「資格を活かして保育職に就きたい」という夢と熱意を持っている学生をサポートしたいと願っている。そこで次のような者を求める学生像としている。

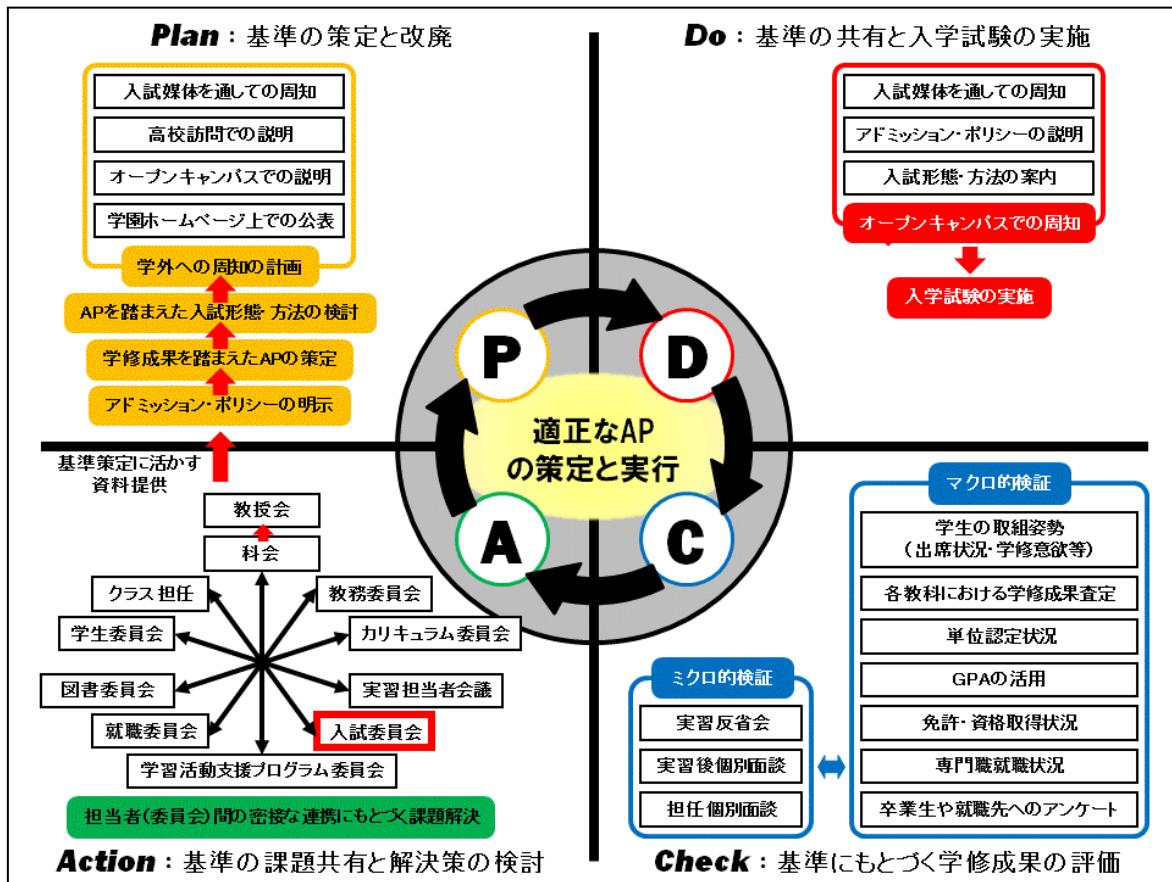
1. 本学保育科学生としての自覚を持って学び、行動できる人
2. 保育を学ぶに必要な基礎学力を有している人
3. 保育に興味関心を持ち、保育職に就きたいという強い意欲を持っている人
4. コミュニケーション力など他者とのかかわるための基本的資質能力を有している人

この理念に共感し、学ぶ意欲を持った学生を入学につなげるため、上記の内容を、広報媒体を通して示す他に、オープンキャンパス等の個別面談の場で入学希望者に直接伝えている。

入学者の選考方法については、受験生の高等学校等での成績、生活、部活動、ボランティア経験、保育職への意欲等をヒアリングすることで、アドミッション・ポリシーに示した内容や本学の理念に即した人物であるかを確認している。この方針に基づいて入学者の選抜は、指定校推薦入試、公募推薦入試、AO入試、寺院特別推薦入試、卒業生子女特別推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人特別入学試験を実施している。

アドミッション・ポリシーに関しては、PDCAサイクルを策定し、定期的に点検、検証を行っている（図2-3）。

図 2-3. 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の PDCA サイクル



本学では学校教育法第 92 条に基づき、教員の配置を行っており、教員の資格、研究業績、教育歴等を基に配置することを基本方針としている。原則として各科目に 1 名の教員を配置しているが、実技系科目を中心に、必要に応じて複数名の教員で科目を担当しており、教育課程は、適切な教員配置の中で行われている。

(b) 課題

教育課程の編成にあたっては、従前では、教務委員に加え、適宜、専任教員より委員を選出して臨時カリキュラム会議を開催してきたが、前述の通り、今年度よりカリキュラムワーキンググループにその役割を委譲している。

今後は、現実に即した形で、各ポリシーの改定、及び査定の方法を詳しく作っていききたい。

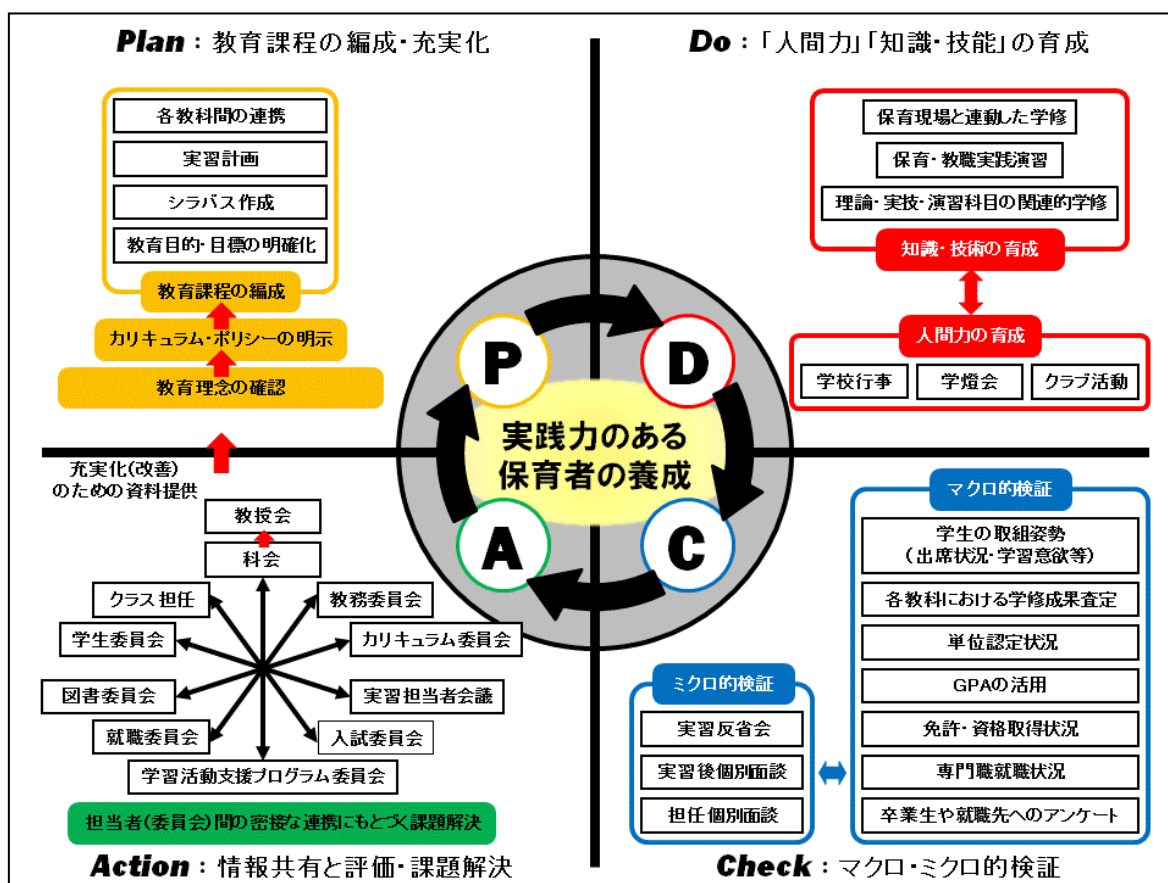
[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

本学のカリキュラム・ポリシーは、GPA の活用や実習評価のフィードバック、免許・資格取得状況、卒業生や就職先アンケート等をチェック体制に盛り込んだ PDCA サイクルを作成し、定期的に点検・検証を行っている。(図 2-4)。

図 2-4. 学習成果の PDCA サイクル



本学の学習成果には具体性があり、且つ、2年間の修学期間内において十分達成可能な内容である。学習成果の達成をもって、幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得が可能となり、卒業後は、そこで得た学びを各地の保育現場で子どもたちのために還元している。

(b) 課題

学生が個々に自身の学修達成度を確認し、努力目標を設定できるよう本学では GPA 制度を導入した。学生個々が努力目標を設定できるようになるまでには、いましばらく時間が必要かと思われる。

同時に、今後は、ループリックを開発し、より具体的な評価が教員、学生双方とも可能になるよう、システムを整えたい。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

卒業生の進路先は、幼稚園、保育所、児童福祉施設が大部分を占めている。これらの就職先に対し、平成 25 年度より就職 3 年目の卒業生を対象に「駒沢女子短期大学保育科卒業生に対する評価アンケート」（以下、卒業生アンケート調査）として、保育現場管理職に対し 5 段階評価と自由記述を中心としたアンケート調査（郵送法）を実施し、意見聴取を行ってきた。この分析結果は、科会にて報告された後、専任教員は学生の学習成果、カリキュラム編成、各科目内容および指導方法、就職指導等に活かしている。

また、幼稚園実習、保育所実習および施設実習期間に教員が実習先を巡回訪問する際には、事前に実習指導室より、実習先で勤務している卒業生のリストが各訪問教員に配付され。そこで面会できた卒業生には可能な限りヒアリングを行っており、卒業生の働きぶりや本学における教育に関する課題を聞き、科会等で報告する体制を整えている。その他にも、本学が卒業生を対象に毎年開催している「フォローアップ・セミナー」の場でも、本学の教員が卒業生自身にヒアリングを行っている。

(b) 課題

今後も、卒業生アンケート調査を継続していくとともに、各教科の観点から、授業内容により踏み込んだ質問項目を用意し、今後期待される、それぞれの専門領域を組織化して、保育の全体像を容易に俯瞰できるカリキュラムを作る資料としたい。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では学生の学習成果獲得に向けて、様々な視点から資源を有効活用している。シラバスに明確に示した成績評価基準により、教員は適正に評価を行っており、学生の学習成果の状況を把握するために、定期試験以外にも様々な査定方法を用いている。また、授業評価アンケートや FD 活動を積極的に行うことで、授業・教育方法の改善を図っている。

本学の事務職員・実習指導室職員・教員は緊密に連携を取り、成績・就職等に関わる各種データを共有・分析することで、学生一人ひとりの学習成果の把握・支援に役立てている。基礎学力不足の学生には、学修支援センターの活用の奨励や個別指導を行い、学修上の悩みがある学生には、担任や科目担当教員が相談にのることで、学習成果の向上を目指している。また、学生の経済的な状況に応じた各種奨学金を用意している。

本学が掲げる教育目的の一つである幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得については、毎年、高い取得率を維持しており、進路指導については、担任・就職対策委員会・進路総合センターが中心になり、適宜行われている。

アドミッション・ポリシーについては、入試委員会と入試センターが中心となり、受験生や高等学校に対し、適切な情報提供を実施し、適正に実施されている。

このように、学習成果の獲得に向けて本学教職員、学生は教育資源を有効に活用している。

(b) 課題

入試方法の多様化やゆとり教育の影響もあり、学生の書く力や読む力等の基礎学力の低下がみられ、入学後の学習成果を獲得することに支障をきたす場合も出ている。入学後は、授業科目での小テスト・課題・レポート等に加え、教育実習や保育実習のために、学外での学修においては実習日誌の記入が必要となる。したがって、今後は現在以上に入学前学習プログラムや入学前教育での課題の見直しが必要となってくる。学修支援センター（フォローアップ・セミナーや基礎学力セミナー等）の活用や、担当教員のオフィスアワーや放課後における個別指導の充実を図っていく。また、図書館の利用率をさらに向上させていくために、図書館委員会で、読書フェアなどの開催回数の増加を検討していく。学生の生活支援の視点としては、担任やその他の教員が学生の相談を聞くことができる機会を今まで以上に確保するため、オフィスアワーの時間帯を増やすことを検討していく。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、学習成果の獲得に向けた学習の方法や科目の選択について、年度当初に行われる教務オリエンテーションをはじめ、教務委員、各担任が常時、学生からの相談を受け付けている。さらに、すでに他大学を卒業して本学に入学する社会人入学者に対しては、社会人アドバイザーの担当を設け、単位修得の相談に応じている。従って、きめ細やかな支援が行われていると判断できる。

また、それらの目的を達成しやすくするために、学生便覧、ポータルサイト上において、学生の理解を促進している。

学生個々の学習状況、生活状況にあたっては、各担任が適宜、授業科目担当教員と密接な連携を取り、必要に応じて、学生からの相談、学生への助言、指導を行える態勢が整っている。特に、文章読解力、文章作成能力に代表される基礎学力が劣る学生については、学修支援センターと連携を取り、専門スタッフが原則として個別指導を行う態勢もできあがっている。1年次秋に実施される保育実習までに、基礎的な学力を整えている。

(b) 課題

基礎学力の劣る学生、授業での理解力に劣る学生に対しての支援は順調に進みつつあるが、一方では、理解が進み、優秀な学生への支援も尊重されるべきである。優秀な学生が意欲を失うことのないよう、今後の重要な課題として、取り組んでいきたい。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学生生活の支援にあっては、学生支援課が中心となり、奨学金をはじめとする経済的支援制度の拡充、日常的な学生相談、さまざまなハラスメントに対する窓口、学生寮や下宿先の支援等、学業に支障を来さぬよう、幅広く支援している。

本学では、学生からの直接的な窓口は担任が務めることになるが、状況に応じ、学生支援課を中核とした組織を柔軟に活用し、学習成果の達成を阻害するあらゆるリスクに対応している。特に、メンタルヘルスケアにあたっては、心理相談室とも連携し、万全を期している。

また、学内には豪華な学生食堂、コンビニエンスストアが併設され、快適な学生生活を送ることのできる環境を整備している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

進路支援のシステムは、非常に強固である。本学の場合、担任はそれぞれのクラスを2年間受け持つことが原則であるため、学生の学習状況、生活状況、進路希望等については、非常に細部にわたるまで把握している。

その上で、就職、進学の中心的な役割は、進路総合センターが担っている。進路総合センターの専従職員は、各担任と綿密な連絡を取り合い、学生への相談、対応にあたっている。就職ガイダンスの企画・実施、求人先の開拓をはじめ、就職試験対策（面接のシミュレーション演習、履歴書作成のための添削、求人案内等、遠隔地への就職を望む者に対しても万全の態勢を整えている。情報取得のためのインフラも高度な巢順であり、求人情報、学生に関する情報等、端末を通じて教員、担当職員が即時に共有できるシステムが構築されている。

なお、進学希望者に対する対応、公立保育園保育士への採用試験対策も充実している。

(b) 課題

本学の就職、進学に関するシステムについては、特段の課題はみられない。従来通り、綿密な情報把握と連携に尽力することが必要である。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、建学の精神やアドミッション・ポリシーの内容を、本学ホームページ、入試要項に明確に示しており、オープンキャンパス、入試相談においても受験生に丁寧に説明している。

本学では、入試に関する広報及び入試事務などの入試業務全体を統括する入試センターを設置し、志願者や受験生からの問い合わせの窓口としている。入試センター職員は、受験の問い合わせの対応の他にも、入試広報業務としてオープンキャンパス・入試相談会等を行っている。入試センター所長及び課長は入試委員会の構成員となっており、教員と連携を図りながら学生募集の実施体制を整備している。学生募集及び入学者選抜の方法については、受験者の数や質の動向に基づいてきめ細かく検討を重ねており、本学での学修に必須能力とされる国語の基礎学力を判断するために、AO入試において課題文の要約や音読を設ける等、アドミッション・ポリシーを試験の判断基準として明確化させている。

本学の入試選抜方法は、推薦入学試験〔指定校制〕、推薦入学試験〔公募制〕(Ⅰ・Ⅱ期)、一般入学試験(A・B日程)、大学入試センター試験利用入学試験(Ⅰ・Ⅱ期)、AO入学試験(Ⅰ期、Ⅱ-a期、Ⅱ-b期)、卒業生子女特別推薦入学試験、寺院子女特別推薦入学試験、社会人特別入学試験(Ⅰ・Ⅱ期)を実施している。平成24年度まで別日に実施されていたスカラシップ特別入試については、広くスカラシップ入試にチャレンジできるよう、平成25年度より一般入試(A日程)内で実施することとなった。これらの選抜方法について、本学教員並びに入試センター職員は各趣旨を正確に理解したうえで、入学志願者に対して誤解のないよう説明している。各入試実施の際は、実施要領に基づき、公正・適正を期している。また、実施要領は常に見直しや改善を図り、全教員、入試センター職員、さらに教授会において周知・徹底している。

(b) 課題

本学のアドミッション・ポリシーについて、オープンキャンパスでパワーポイント等を用いて可能な限り視覚化し、高校生に分かりやすく説明しているが、今後はさらに分かりやすい言葉や写真などを取り入れていく必要がある。

入試形態については、学生数確保のために、現状の入試形態を維持していくが、入学者の基礎学力の低下が懸念されることから、特にAO入試では、受験者のコミュニケーション能力だけでなく、何らかの形で基礎学力を測る方法を検討していくことが今後の課題である。平成24年度から導入した課題文の音読についてはある程度の効果はみられるが、今後は入試委員会・入試センターで新たな方策を検討していく必要がある。

授業時間確保のため、学生のためのオリエンテーションは3日間が限度である。この期間だけでは十分対応できない学生に対しては、教務委員及び学生委員、担任による個別指導をさらに充実していく必要がある。

◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

基準 III

教育資源

【基準Ⅲ 教育資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の教員組織は、科会がほぼ一元的な意思決定機関となっており、すべての案件は科会において協議される。科会の構成は、専任教員全員である。科会において決定されたものは、上部組織である教授会の審議。報告として上程される。科会のほかに、委員会が存在する。現状においては、科会の意思決定が各委員会の決定に反映されることが多いが、その逆の場合もある。

科会を構成する教員は、すべて真正な学位、教育実績、研究実績、制作物発表など、短期大学の設置基準を充足している。なお、専門分野としての特性から、実習指導室を設け、実習に関する実務全般を統括している（教員1名配置）。さらには、教員補助として、職員1名が常駐し、授業の円滑な実施を担保している。

教員の新規採用、承認については、本学の就業規則、選考規程に則り、適性に行われている。学生の修学のための態勢は万全である。

(b) 課題

現状では、学生の学習成果獲得の観点から見ると、教員組織は問題ない者と判断できるが、組織としての意思疎通、あるいは共通理解の正当性を問うとき、科会と委員会との位置関係は、相当あやふやである。委員会は、科会の直轄に置かれるのか、あるいは学長直轄に委員会が存在し、その下に科会が存在するのか、こうした位置関係を明確にしなければ、緊急、重要課題が案件として提示された場合、大きな支障を来すものと危惧される。この課題に早急に取り組む必要がある。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学ではディプロマ・ポリシーにある「確かな専門知識と技術の修得、これらを用いて職務を遂行できる実践力を有する」保育者を養成するため、教育活動を行っている。そのため、本学の各教員は自発的な努力により、本学のカリキュラム・ポリシーに即した研究テーマを持ち、著書・論文の執筆、学会での発表や講演及び自治体や社会福祉協議会等が実施する研修事業への協力などの社会活動を行っている。

教員各自の研究成果の発表は、所属学会での発表や機関誌への研究論文、研究報告等において行われているほか、本学にて毎年研究紀要を発行している。平成22年度には、併設大学を含めた「研究倫理規程」、「人間を被験者又は対象とする研究倫理規程」、「動

物実験規程」を定め、研究の倫理面での規程を整備した。

専任教員には職位にかかわらず、年額 30 万円の研究費と週 2 日の研究日が与えられ、PC が設置されている個室の研究室が確保されており、研究及び教育に専念できる時間と場所、予算が整えられている。なお、表現系科目の教員には必要な楽器や道具を使用できる教室が付設されている。

これらの専任教員の研究活動は、年度末に年間の研究業績を教育研究支援課で集約し、過去 5 年分の実績をホームページにて公表しており、教員の研究情報を広く社会に公開する手段としている。

FD 活動に関しては、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、教員の教育活動の改善を推し進めている。毎年の活動内容としては、外部講師を招いて教育改善に関わる研修や講演会の企画、本学付属こまざわ幼稚園との合同研究会の開催、教員による相互授業参観、学生による授業評価アンケートの実施等を行っている。

(b) 課題

一律に研究費や研究日を整備しているが、教員の研究活動や成果発表に個人差が見られる。研究への動機づけを高め、研究活動の活性化を図るためにも、傾斜配分（研究実績に応じて研究費を増減する）制度の実施を今後検討する必要がある。また、国際的な活動（留学、海外派遣、国際会議出席、学会参加など）を支援する制度がないため、それらを整備することも今後の課題である。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。】

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

様式8ー基準Ⅲ

34

(a) 現状

事務組織については、理事長を筆頭とした組織体制を整え、責任体制が明確となっている。事務職員は、所属部署で求められる専門的技術・知識を有しており、学内外の研修等でさらなるスキル向上を図っている。多くの職員が学外研修に参加し、学内の SD 活動に役立っている。

(b) 課題

SD活動を、こんごさらに活性化していきたい。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

就業に関する諸規程は以下の通りである。

- 学校法人駒澤学園 理事並びに理事長及び常務理事選任に関する規則
- 学校法人駒澤学園 顧問規程
- 学校法人駒澤学園 常任理事会規程
- 学校法人駒澤学園 参事、参与に関する内規
- 学校法人駒澤学園 役員住宅規程
- 学校法人駒澤学園 組織及び職務に関する規程
- 学校法人駒澤学園 事務組織及び事務分掌規程
- 学校法人駒澤学園 職務権限規程
- 学校法人駒澤学園 職務分担区分表（組織及び職務に関する規程付表）
- 学校法人駒澤学園 事務上の連絡会に関する内規
- 学校法人駒澤学園 個人情報保護に関する規程
- 学校法人駒澤学園 個人情報保護取扱い内規
- 駒沢女子短期大学教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程
- 学校法人駒澤学園 パートタイマー職員及びアルバイト職員に関する規程
- 学校法人駒澤学園 教育職員の職制及び選考の基準並びに任免に関する規程
- 学校法人駒澤学園 事務職員の選考の基準並びに任免に関する規程
- 学校法人駒澤学園 就業規則
- 学校法人駒澤学園 契約教職員就業規則
- 私傷病による職員の休職及び復職に関する内規
- 学校法人駒澤学園 育児休業規程
- 介護休業及び介護短時間勤務に関する規則
- 学校法人駒澤学園 子の看護休暇規程
- 学校法人駒澤学園 裁判員に係る有給休暇措置規程
- 学校法人駒澤学園 教員・職員定年規程
- 学校法人駒澤学園 過半数代表者選出規程
- 学校法人駒澤学園 労働時間等設定改善委員会運営規則
- 学校法人駒澤学園 非常勤教員-教員規程
- 学校法人駒澤学園 ハラスメント防止規程
- 学校法人駒澤学園 ハラスメント防止ガイドライン
- 学校法人駒澤学園 表彰及び懲戒等の審査に関する委員会規程
- 学校法人駒澤学園 安全衛生管理規程
- 学校法人駒澤学園 安全衛生委員会規程
- 事務職員の資格取得・研修等に関する規程
- 学校法人駒澤学園 給与規程

学校法人駒澤学園	学外役員等の報酬規程
学校法人駒澤学園	公務出張及び旅費支給に関する規程
学校法人駒澤学園	旅費支給規程についての例外等
学校法人駒澤学園	退職金規程
学校法人駒澤学園	特任教員給与規程
学校法人駒澤学園	早期退職者優遇に関する規程
学校法人駒澤学園	教員研究費規程
学校法人駒澤学園	役員・教職員子女の授業料免除規程
学校法人駒澤学園	慶弔見舞金規程
学校法人駒澤学園	公的研究費運営・管理規程
学校法人駒澤学園	教職員私有車の公務使用に関する規程
駒沢女子大学・駒沢女子短期大学	「ティーチング・アシスタント」規程
駒沢女子短期大学	学則
駒沢女子短期大学	教授会規程
駒沢女子短期大学	科会規程
駒沢女子短期大学	学長に関する規程
駒沢女子短期大学	科長に関する規程
駒沢女子短期大学	自己点検・評価委員会規程
駒沢女子短期大学	人事委員会規程
駒沢女子短期大学	客員教授規程
駒沢女子短期大学	名誉教授規程
駒沢女子短期大学	研究費規程
駒沢女子短期大学	研究費規程
学校法人駒澤学園	消防計画（改正案） 消防計画
学校法人駒澤学園	消防計画 < 警戒宣言発令時における応急措置計画 >
学校法人駒澤学園	消防計画 < 学生・生徒等に対する対応マニュアル >
学校法人駒澤学園	消防計画 < 別表1～13 >
学校法人駒澤学園	消防計画 < 火元責任者一覧 >
学校法人駒澤学園	消防計画 < 警戒宣言発令時における応急措置計画 >
学校法人駒澤学園	消防計画 < 自主点検表 >
学校法人駒澤学園	派遣留学生に関する危機管理規程
学校法人駒澤学園	毒物劇物危害防止規程
学校法人駒澤学園	危機管理規程
学校法人駒澤学園	危機管理マニュアル
あなたのための「防災マニュアル」	
学校法人駒沢学園	情報セキュリティ

以上の規程は、すべて教職員に明示され、適切に運用されている。

(b) 課題

学内の諸規程は整備され、適切に運用されている。問題はないものと思われる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学における教育に係る施設は全て併設大学との共用となっており、校地面積が 59,770.26 m²、その内、校舎敷地が 31,367.00 m²であり、短期大学設置基準を十分に満たしている。校舎については積極的にバリアフリー化を進め、全館エレベーターを設置したため、高層階に容易に移動が可能となっている。また、本館 1 階食堂、記念講堂、大学館 1 階、八十周年館 2 階と地下 1 階に、障がい者用トイレを設置している。

記念講堂（収容人数約 1,500 名）は本学の入学式、卒業式、学燈会等の学内行事に使用されるほか、地元稲城市にも貸し出しており、シンポジウムやコンサート等にも対応できる多目的施設となっている。

平成 21 年に八十周年館が完成し、小児保健実習室、造形室、総合実習指導室、音楽室、リトミック室、実習指導室、保育科準備室、保育研究資料室や学生用ロッカー室など、本学の専門的教育を充実させるために必要な施設を設置した。従来から使われていた本館の音楽室、ピアノレッスン室（6 部屋）、ピアノ個人練習室（25 部屋）、造形室Ⅰ、Ⅱは現在も使用しており、授業内容によって効果的に教場を使い分けている。

小児保健実習室は沐浴実習や調乳を行う実習室で、9つのベッドがあり、重さも新生児と同様の人形が、1つのベッドに2～3体設置しており、学生の実習が効果的に行われるようになっている。造形室には学生の制作活動に必要な備品を取り揃えており、学生は保育者としての造形の基礎を学び、保育現場での実践力を養っている。本館音楽室は、約 200 名、補助椅子を合わせると 300 名収容でき、音楽表現、演奏発表の他、地域に向けた子どもイベント等でも使用している。2台のグランドピアノやマリンバ、シロフォン、バスドラム等の楽器を常備している。本館の地下にはピアノレッスン室、ピアノ個人練習室も設置しており、授業の空き時間をはじめ、土曜日・日曜日や長期休暇中も使用できるようになっている。八十周年館の音楽室には、グランドピアノや保育等で使われる楽器を多数揃えている。

実習指導室、保育科準備室、保育研究資料室には保育にかかわる絵本や映像資料、また保育科の行事等で使用される機材が保管されており、リトミック室は、音楽表現、身体表現、ダンス、体操等で使用している。

図書館は併設大学と共有しており、蔵書として逐次刊行物や書籍を定期的に購入して

いる。図書委員会では書籍や児童向け図書だけでなく、ピアノの授業や実習で使われる楽譜等、保育に関連する図書の選定を積極的に行っている。このように、本学では学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎や施設・備品を整備している。

(b) 課題

図書館は毎年蔵書を点検し、更新を図っている。今後も各科目で学修される専門分野の蔵書について、一層の充実を図っていく。また、図書館の利用学生数を増やすことが今後の課題である。

障がい者に対するハード面での設備も併設大学と同様に整いつつあるが、今後も学内のバリアフリー化に取り組み、学修の環境整備に努めていく。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、整備している。また、財務諸規程諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備しており、火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・避難訓練も学生参加のもと、年に一回行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策、省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(b) 課題

今後も、教育資源の意地管理に努めていきたい。現状においては問題ないものと思われる。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、近年の情報教育に対応するため、用途に合わせたパソコンを多く設置している。パソコン教室・LL教室（授業時間以外も学生の利用が可能）等の他に、自習室・図書館・ラウンジ・ロビー等のフリースペースにもパソコンを設置することで、学生が学内のどこでもパソコンを使用できる環境を整えている

LL 教場には、CaLabo EX を導入し、フルデジタル CALL システムを設置しており、ア

クティブ・ラーニングに役立てている。学内の全てのパソコンに学内 LAN とポータルサイトを併設しており、レポート作成や情報検索に役立てている。学生に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、入学当初のオリエンテーション、基礎科目の「情報リテラシー」や「基礎講座」等において行っている。

本学では教員が情報ネットワークにアクセスできるユビキタスシステムを教場に導入しており、また平成 26 年度は、教員のパソコン技術のスキルアップを目的に、FD 研修内で、教員に向けてコンピューターリテラシーについての研修を行った。この他にも、教員・学生共に技術的な指導・サポートが必要な場合は、コンピューター管理室常駐している 2 名の専任職員からいつでもサポートを受けることができる。

学内のインターネット環境は、B フレッツ（ビジネス）回線を用い、ファイアーウォールシステムを設置し、外部からの不正侵入を防御している。外部への Web アクセスは全てプロキシサーバーを経由して通信を行い、インターネット接続に対する安全性を確保し、Web サーバーへの負荷を軽減している。学内イントラネットに公開用 Web サーバーを設置し、リバースプロキシサーバーを経由して公開しており、Web サーバーで SSL 通信をする際は日本ベリサイン社のサーバー証明書を使用している。SSL を導入することにより暗号化でセキュアな Web サイトの構築にも役立てている。また、迷惑メール防止として SPAM 対策サーバーを設置し、受信メールの全てに対してウイルスチェックと SPAM チェックを行いメールの安全性を確保している。全てのコンピューターに対してウイルス対策ソフトをインストールし、管理サーバーにより、ウイルス感染状況を監視している。また、共用パソコンにリカバリーソフトを導入し、不正なソフトウェアのインストールや環境変更を防止している。統合認証システムを導入し、教員、学生ともに個々の ID 毎に学園内ネットワーク資源への利用（アクセス）を制限している。

(b) 課題

技術的資源の維持管理については、特段の改善点はないように思える。しかしながら、次の 2 点は、改善の余地があると反案できる。すなわち、PC の基本ソフトの順次バージョンアップ、今ひとつは、学内、とりわけ図書館、学生食堂における LAN 設備の充実。

OS のバージョンアップについては、説明するまでもないが、今後、学生、教員が自前の持ち運べる PC で、機動的に学修を巣要とする際に、LAN 設備、とりわけ、無線 LAN の設置は強く望まれる。

基準 IV

リーダーシップとガバナンス

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、本学園の業務を執行する上で必要な事柄を、理事会に議案として提出し、承認に基づき、適切な指示・執行を行い、使命感に持って指導性を発揮している。特に、受け入れた学生に対し、建学の精神に則って、社会に有用な人材としての基礎力を獲得させ、人間関係の構築、情操の涵養を図って、質実ともに高度な教育を実施し、学生の所期の目的を達成させて卒業させることを使命として捉え、社会的責務を果たすべく努めている。

教育は、社会的負託によって行われているものであり、その負託である「次世代を担える人材の育成」に応えることが必須であると認識し、法人と教学が一体となって、その具現化に取り組んでいる。そのためには、何人にも学びの場は常に安全で安心できる場所であることが重要な要件と捉え、学園経営の責務を果たすことに専念している。

また、経営上においても現在の安定性をより堅固なるものとするために、「安定している時こそ、より強固に安定させるための措置を講じることが必要である」を念頭に置き、ガバナンスの整備、財務対策、人的対策を施し、常に将来的展望に立った健全運営に努めている。

さらに、理事長は学園の立脚する基盤を、稲城市を中心とする周辺地域、とくに稲城市に視点を置いた地域連携・地域貢献度を高める経営（一例として、公立私立の枠にとらわれない稲城市地域教育交流プロジェクトの設立）を推進している。就中、地域における人的・知的行動のカナメ的役割を果たすことが、学園の将来を見通したときの安定策の一つ（募生対策）になるであろうと考えている。

経営に関しても、危機管理にしても「課題がない」と捉えることが課題であり、安座する危険性を十分認識し、危険は常に潜んでいるものとして対処する想定力を鍛えることが重要であるとしている。そのために外部からの批判や評価も謙虚に受け止める姿勢も堅持している。

(b) 課題

経営の現状は、学生・生徒の確保を除いて、比較的安定している状態であると言えるが、物的にも人的にも、また教育内容においても、常に課題は存在していると受け止めるのが常識であるとの認識のもとに、前述の「安定している時こそ、より強固に安定させる。」を目指すべきと考えている。

特に、中長期計画では、PDCA サイクルによる実践活動の定着を図ること、教職員自身が人材育成の主体者であるという認識を培うこと、学生・生徒が学びの喜びや成果を実感できる環境づくりをすること等が課題であると考えており、喫緊の事柄については

FD・SD研修等によって取り組みを進めている。

また、物事を多面的に捉えることで、想定外あるいは落とし穴的な危機に遭遇しないように、多方面からの点検、情報の収集に努めている。こうしたことから IR 部門を立ち上げ、平成 25 年までに IR の定義づけと機能等の検討を行い、平成 26 年度から実務的な情報の収集・活用を図るべく、人員の配置等を実施した。広報活動においても、効率的な運用のできる人材の配置を実施し、その機能強化を進めている。

次に、何事においても教職員が一体となって取り組む気概、情熱を持つことが必要と考え、事務職員の定期的な異動を図り、相互理解を促進するなどガバナンスの強化にも努めている。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、教職員に対し、建学の精神、教育の理念をもとにした教育方針を示し、その実現のために率先垂範して活動している。それは、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つを明確化、保育者として必要とされる幅広い教養力の育成、実習の充実化の取り組みの中に現れている。また、これを実現するため、人的構成等についての課題も常に意識においている。これらの活動姿勢、取り組み、問題意識は教職員にも浸透し、現状ではうまく機能していると評価できよう。

(b) 課題

現状において学長のリーダーシップはうまく機能していると評価できるとしても、すべての点で、問題、課題がないわけではない。先に自己点検・評価した事柄をさらによい状態へと発展、進化させるため、いくつかの改善計画を検討しなければならない。実際、実施に移している事柄もあるが、それらを列挙すれば次のようになる。常設委員会以外に、直面する諸問題それぞれに対処するため、各種の検討機関を設置する。教職員の採用に際し、専門、年齢等を十分に考慮しバランスのとれた人的構成を図る。本学が抱える問題への理解を深め、改善への契機とするため、外部機関との連携を強化する、等である。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

寄付行為第 6 条および第 8 条の規定により、理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て、2 名の監事を理事長が選任している。

監事の職務は寄付行為第 8 条 2 項に規定し、法人の業務および財産の状況について適宜監査を行っている。法人の業務運営については、理事長および法人の役職員と面談して学園の運営全般について聴取している。また、財産の状況についても公認会計士と直接面談して、会計処理や収支の状況について確認している。

監事は年 3 回から 4 回開催される理事会に毎回出席し、決議事項、報告事項等の内容を聴取し、必要に応じて意見を述べている。

また、毎会計年度に学校法人の業務及び財産の状況についての監査報告書を作成し、次年度 5 月に開催される理事会及び評議員会に提出し、監査結果を報告している。

(b) 課題

監事による監査は適切に行われている。

基準Ⅳ－C－2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

■基準Ⅳ－C－2 の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

評議員については寄付行為第 22 条に規定しているとおり、理事会において 27 名を選任している。平成 26 年度は学園教職員 14 名、外部関係者が 13 名で合計 27 名となっており、短期大学からは学長（大学短期大学学長）と保育科長が選任されている。

私立学校法第 41 条第 2 項の規定に基づき、法人の寄付行為において理事の定数 12 名に対して評議員の定数はその 2 倍を超える 27 名と定めており、現在も定員のとおりに選任されている。

評議員会の規定は寄付行為の第 18 条から第 23 条に定めており、理事長の招集で開催している。私立学校法第 42 条、寄付行為 20 条に規定されているとおり、予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併等の案件が生じた場合には、評議員会において意見を聞くことになっており、これに従い運営している。（平成 26 年度は 5 月、12 月、3 月に開催。）

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会は私立学校法、寄附行為の規定に従い、適正に運営されている。

基準Ⅳ－C－3 ガバナンスが適切に機能している。

■以下の観点参照し、基準Ⅳ－C－3の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事会決議が必要な事項他学園全体の経営に関わる重要事項は、原則毎月1回開催される常任理事会にて報告、審議、承認する流れになっている。常任理事会では法人事務部門からの報告、教学部門からの報告もきめ細かく行われ、常任理事全員の学園の現状に対する共通認識が図られている。

法人事務局の組織は、学園全体の事務組織として総務部、経理部、IR・広報部、同窓会事務局があり、大学と短期大学を運営する組織として大学短大事務部、図書館、進路総合センター、入試センター、学修支援センター等で構成されている。

法人事務局の各部署と大学・短期大学運営の各部署とは日頃から連携を取りながら各種行事等での協力を図るとともに、毎月開催される職員の部課長連絡会等を通じて学生情報の共有化にも注力している。教学部門との意思疎通を図るために大学短大事務部長や教務課長が各種委員会に出席し、事務管理面の観点から参考意見を述べたり、教育課程や学生に関する情報提供を行っている。

学校法人全体の中長期計画については、理事長の諮問機関として中・長期計画策定のための委員会組織を立上げ、平成25年3月末に「駒沢学園第1次中期計画」として取りまとめたものを答申として提出した。

第1次中期計画は平成25年4月にスタートし、平成29年度までの5年間の第一ステップに以降5年ずつ第2次、第3次と続き、PDCAサイクルを繰り返しながら、平成39年に学園の「100周年」を展望するものである。

「第一次中期計画」では、教育面、経営面それぞれ5つずつの基本構想の下に戦略プランとして以下の10本の柱を掲げている。

- ①一貫校としてのあり方
- ②学生・生徒確
- ③教育の充実
- ④研究の充実
- ⑤学生支援体制の充実
- ⑥経営改革
- ⑦人材の確保と育成
- ⑧危機管理体制の確立
- ⑨ステークホルダーとの連携強化
- ⑩地域貢献

特に、平成 25 年度は定員不足の長期化している中学高校においてコンサルタント会社と契約し、生徒数増加に向けての具体的施策の検討を行い、また大学においても定員不足の学科は教員による募生活動の強化策に力を注いでいるところであるが、短期大学においては現状学生募集面での大きな問題は生じていない。

短期大学の年間事業計画及び年度予算に関しては、法人全体での策定スケジュールに合わせて前年度の 12 月までに短期大学にて策定したものを経理部との意見交換を経て理事長に提出している。法人全体でまとめ上げる事業計画、年度予算とも毎年 3 月に開催する理事会の承認を経て執行可能になり、4 月初旬には予算として経理部より各部署に配布される。

短期大学は現在保育科のみであり、各教科において使用する教材や機器備品、実習に係る費用、講演会講師謝礼等について、学生の学習効果が上がる内容を検討し予算を組んでいる。

学校法人は学校を運営し教育・研究を遂行し、人材の育成、研究活動の成果を社会に還元していくことを目的としており、その経営状況及び財政状態を明らかにするために、学校法人会計基準で「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」の計算書類の作成が義務付けられている。それらの書類に加え、「財産目録」「事業報告書」を作成し監事の監査報告書も添えて、理事会、評議員会に報告し承認を得ている。

日常の出納業務に関しては、法人事務局の経理部経理課が取扱っており、事業計画及び予算計画に従った会計処理を行っている。

公認会計士による会計監査は原則月 1 回実施され、毎回経理部門との情報交換を行いながら適正な会計処理が行われているかをチェックしている。

資産及び資金の状況に関しては、「財産目録」と「計算書類」にある通りである。消費収支計算書における収入には、「学生生徒等納付金収入」「手数料収入」「寄付金収入」「補助金収入」「資金運用収入」「資産売却収入」「事業収入」「雑収入」などがあるが、学園の規模に比して資産運用収入の金額が多額である。これは財的資源のところでも記載しているとおり、手許流動資金が豊富にあることから、投資信託、有価証券等の資金運用を行っているためである。国内の金利は長期・短期とも低水準のまま推移し利息収入も以前ほど期待できない状況だが、資産運用については学園収支の下支えの役割があり、商品別、期間別、通貨別等のリスク分散を勘案しながら続けていく方針である。なお、学園の資産運用内規に従い、商品別の運用状況については四半期ごとに理事長まで報告している。

情報公開に関しては、平成 22 年度より駒沢学園全体の情報を発信するため、法人事務局の IR・広報部が駒沢学園のホームページ上に情報公表コーナーを開設した。情報公開の内容として、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務状況、その他の情報を掲載している。

短期大学保育科として、①教育研究上の基礎的な情報 ②修学上の情報等が関係している。①に関しては、学科の教育研究上の目的及び教員に関する情報、校地・校舎の施設その他の学生の教育研究環境、授業料、入学料等の費用等を載せている。②に関しては、

入学者に関する受け入れ方針と学生数に関する情報、授業科目、授業方法・内容並びに年間授業計画、学修の成果に係る評価及び卒業に当たっての基準、学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報が公開されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学園全体の「第一次中期計画」が平成 25 年 4 月にスタートしたところだが、平成 27 年度においてもこの方針に基づいて具体的行動に移し、結果に結び付けていくことが今後の課題である。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

教学面と法人運営面、教員と職員間の情報交換を頻繁に行い、各種の課題に迅速に対応することを心がけている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。